

令和3年第 1回
総会
1月

白井市農業委員会会議録

令和3年1月7日 開会

令和3年1月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和3年1月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月21日木曜日
- ・事前審査会(案) 2月 2日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会(案) 2月 9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

改めまして新年あけましておめでとうございます。

先ほどの研修会、大変お疲れさまでございました。

本日は、新年早々の大変お忙しい中、令和3年1月定例総会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

去年は、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルスの影響で、いろいろな行事や研修会等が中止になりました。

今年におかれましては、今日にも1都3県に緊急事態宣言が発令される予定になっておりますが、このような状況の中におかれましても、1日も早く良いワクチンができて、新型コロナウイルスが早く収束して普通の生活ができるようなことを願うところでございます。

毎日寒い日が続いておりますが、風邪等引かれないよう健康には十分気をつけていただきたいと思います。

最後に、今年一年、皆様方の御健勝と御多幸を心より御祈念申し上げまして、一言新年の御挨拶といたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、山崎雅巳委員、7番、海老原清委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番につきましては、十余一字平塚道北の1筆でございまして、地目、現況ともに畑でございます。

地積は1,299平方メートルです。

権利者は資料のほうに記載のとおりで、経営面積は64アールとなっております。

義務者についても、資料のとおりでございます。

事由につきましては、売買による所有権移転となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長、芦田です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、ハウレンソウの作付中であります。

進入路については、県道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、貨物自動車1台等、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が2人で、息子さんは会社員ですが、嫁いだ娘さん宅の隣の畑で娘さんが農業に従事しています。

将来は、お孫さんがやりたいそうです。

年間従事日数ですけれども、230日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 委員の山崎です。

今回の経緯についてですが、今回、申請のあった農地の隣が権利者の娘さんが所有する農地です。

権利者の方も一緒に耕作されています。

資料にはありませんが、権利者のお孫さんも会社を辞めて農作業を手伝っているということです。

そのお孫さんが就農する考えもあるということで、規模拡大のために購入したいということでした。

義務者の方も、会社員で耕作されていないということで、特に問題はないということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

今回は1件となっております。

清戸字先上の1筆で、地目、現況ともに畑です。

地積は1,256.18平方メートルです。

申請人は、資料に記載のとおりで、申請事由につきましては、農業用施設への転用となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長、芦田です。

議案第2号1番について、4条申請に係る調査報告をいたします。

審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の申請代理人の代理人が出席されました。

先ず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約3.5キロメートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては近くに福祉センター等の施設もある農地でありますので、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、養鶏業を家族で営んでいますが、鶏卵の保管、選別を行うに当たり手狭な状況であり、従業員の駐車場の確保も必要で、今後の事業継続、拡大

のためにも、当該申請地に新たな施設として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は、農業用施設ということですが、申請面積は1,256平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、周りは農地ではなく、この土地も以前、野菜を作るために戻した土地ですが、土が良くないため、土づくりをしております。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 推進委員の高宮です。

この1,256平米の半分は農地で野菜を作りたいということで、以上が12月25日に行って説明があったとおりで。

周りは、家も福祉センターだけでありまして、何の影響もないと思います。

これは、皆様が賛成を押してもらいたいというのがあります。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の4ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

集積計画につきましては、5ページとなっておりますので、こちらを御覧ください。今回は、継続の案件が7件、新規の案件が5件となっております。

順番に説明いたします。

まず、1番と2番が、こちらは同じ方となっておりますので、続いて説明をいたします。

神々廻字長堀の1筆となっております。

地目は畑。

面積は、1番については4,671平方メートル、2番につきましては3,000平方メートルとなっております。

設定する利用権につきましては使用貸借権となっております、期間は、継続によりまして2年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

続きまして、3番と4番も同じ方なので、まとめて説明をいたします。

3番、4番、利用権を設定する農用地につきましては、清戸字向原の4筆で、地目は畑となっております。

面積は、まず3番につきましては、2筆の合計で631平方メートルです。

4番につきましては、758平方メートルとなっております。

設定する利用権は、3番、4番とも使用貸借権となっており、期間については、継続によりまして3年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

5番です。

利用権を設定する農用地につきましては、清戸字出口の2筆で、地目は畑。

面積は、2筆の合計で2,187平方メートルとなっております。

設定する利用権は貸借権で、継続により3年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料のとおりです。

6番。

利用権を設定する農用地につきまして、折立字向地の1筆で、地目は畑。
面積は、438平方メートルです。

設定する利用権は使用貸借権で、継続によりまして1年間となっております。
利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりです。

7番。

利用権を設定する農用地につきましては、折立字前原の1筆で、地目は畑。
面積は、1,236平方メートルです。

設定する利用権につきましては使用貸借権で、継続によりまして1年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりです。
続いて、裏面6ページを御覧ください。

この6ページの8番から12番までが新規のものとなっております。

利用権を設定する農用地の8番、今井字稻荷前の3筆、向地の3筆、屋敷廻の5筆
の合計11筆となっております。

地目は全て田でございます。

面積は、合計で9,274平方メートルとなっております。

設定する利用権は賃貸借権となっており、内容は稲作等ということで、期間につき
ましては3年間となっております。

賃料、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりでござい
ます。

9番。

今井字稻荷前の1筆と屋敷廻3筆の合計4筆となっており、地目は田でございます。
面積は、合計で3,214平方メートルとなっております。

設定する利用権は、賃貸借権。

内容は稲作等で、期間は3年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりです。

続いて、10番。

今井字向地の2筆で、地目は田、面積は合計で2,042平方メートルとなっております。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は稲作等となっております。

期間は3年間です。

賃料、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は資料のとおりとなっております。

続いて、11番。

今井字屋敷廻の10筆及び名内字下定戸谷の3筆の合計13筆となっており、地目は田、面積は、13筆合計で1万476平方です。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は稲作等となっております。

期間については3年間となっており、賃料、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料に記載のとおりでございます。

12番。

今井字稲荷前の2筆と小山下の1筆、稲荷前の1筆の合計4筆となっております。

地目は田でございまして、面積は合計で3,483平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権。

内容については、稲作等となっております。

期間は3年間。

賃料、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

8番、9番、10番、11番、12番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

今井幹代委員お願いします。

今井幹代委員 今井地区担当、農業委員の今井です。

8番から12番まで、利用権の設定を受ける者は同じ方でございますので、まとめて報告いたします。

利用権を設定する5名の方々にお話を伺ってまいりました。

それぞれ高齢であったり勤めていたりで、自分で耕作ができないので、やってもらえると助かるとおっしゃっていました。

また、利用権の設定を受ける方には、電話でお話を伺いました。

仮にAさんとします。

Aさんは、両親と3人で農業をされていて、もう少し面積を増やしたいと考えていたそうです。

10番の方の田んぼは、昨年もAさんが耕作していたそうです。

8番、9番、11番の田んぼを耕作していた方がやり切れないということで、知り合いであるAさんをお願いすることにしたそうです。

12番は、去年は植付けはしていませんでしたが、トラクターできれいにしていた田んぼで、ほかの4件の田んぼとも近く、仕事もしやすいので、Aさんが引き受けるこ

とにしたそうです。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和2年度第9次農用地利用集積計画の決定について一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

事務局の岡田です。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和3年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、1番を御覧ください。

根字笹塚の2筆で、地目は1筆については山林、もう1筆は宅地となっており、現況は1筆、宅地のほうが畑となっております。

地積は、合計で454.34平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由については、生産緑地解除申請のためとなっております。

資料の8ページについては、白井市長からの生産緑地の取得のあっせんについての依頼文で、9ページについては、農業委員会会長から各農業委員及び最適化推進委員宛ての通知文となっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

笠井会長

ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和3年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、11ページが専決処分書となっております。

今回の専決処分につきましては、①のところですが、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出が1件となっております。

専決処分については以上です。

それでは、表紙の次第のほうにお戻りいただきたいと思います。

次第の4、(1)については、先ほど御報告をした専決処分の内容となっております。して、(2)その他について申し上げたいと思います。

2月の事前審査会と総会の日程について申し上げます。

まず申請受付の締切りが、1月21日木曜日。

事前審査会については、2月2日火曜日ということで行われます。

担当は、第2班でございます。午前9時から、この災害対策室のほうで開催いたします。

総会については、2月9日火曜日、午後4時から、同じくこちらの災害対策室で開催します。

事務局からは以上でございます。

事務局 本日の議案について、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人